

平成30年度第3回富里市介護保険運営協議会

招集年月日	平成31年3月25日（月）	
招集の場所	市役所3階第3会議室	
開会・閉会 の 時 間	開会 平成31年 3月25日14時00分	
	閉会 平成31年 3月25日14時50分	
◎会 長 ○副会長	氏 名	出欠等の別
	高 崎 啓 子	○
	佐々木 佳 代	○
	池 原 富貴夫	○
	石 川 政 江	○
	◎宮 川 朱 実	○
	丹 さく子	○
	我 妻 道 生	○
	○土 屋 亮 太	○
	小 川 たか子	○
	福 井 佐智子	○
事務局	部 長 尾崎 正尚	
	課 長 金杉 章子	
	副主幹 池内 実	
	副主幹 押切 功	
	主査補 秋葉 真澄	
	主査補 宮永 恭之	
	主査補 南 直志	
議 題	別紙のとおり	
会議の経過	別紙のとおり	

平成30年度第3回富里市介護保険運営協議会 会議次第

日 時 平成31年3月25日（月）

午後2時から

場 所 市役所3階第3会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

（1）富里市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画策定について【資料1】

（2）地域密着型サービス整備事業者募集について【資料2】

4 報告事項

（1）介護保険事業の状況報告について【資料3】

（2）富里市地域包括支援センター等運営協議会からの報告（分科会①報告）【資料4】

（3）富里市指定居宅介護事業所等指導・監査連絡協議会からの報告（分科会②報告）【資料5】

5 そ の 他

・訪問看護ステーションについて

・認知症ケアパス及び医療介護マップについて

・マイエンディングノートについて

6 閉 会

- 1 開 会
 - 2 会長あいさつ
 - 3 議 題
 - 4 報告事項
 - 5 そ の 他
 - 6 閉 会
-

1 開会 ⇒ 事務局より

2 会長あいさつ（宮川会長）

※議題に入る前に、傍聴希望者有無確認。傍聴希望者0人。

3 議 題

（1）富里市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画策定について

（事務局） 資料3ページをご覧ください。富里市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画策定業者決定に経過についてでございますが、企画提案に参加する事業者については、本年1月4日から1月10日までの期間を公募期間とし、1月11日に現場説明会を行いました。この現場説明会の参加を募集の参加条件とし、結果、㈱ぎょうせいと㈱ジャパンインターナショナル総合研究所の2社の参加がございました。資料4ページに記載あるように、健康福祉部長を委員長とし、5名の課長を委員とする2回目の選定委員会が2月1日に開催され、2社によるヒアリングを行い委託業者の選定を行いました。具体的には、事前に提出のあった企画提案書と見積金額、さらに当日のヒアリングを基に選定し、㈱ぎょうせいが委託業者と決定いたしました。2月14日に契約締結が完了しました。契約期間は平成31年2月14日から平成33年3月10日までで、契約金額は4,815,000円であります。

続いて、6ページをご覧ください。ここからは、委員の皆さまにお諮りする部分となりますが、第8期計画の具体的な策定の進め方になります。まず、計画策定の基本的な考え方となりますが、介護保険制度については3年に1度、見直しを繰り返し、現在は第7期計画期間中となっています。その第7期においては、地域包括ケアシステムの推進及び介護保険制度の持続可能性の確保への取組をベースに策定されましたが、第8期計画では、地域共生社会の実現に向けた体制づくりと介護保険制度の持続可能性のさらなる確保に取り組むことを重点に策定してまいります。次に、計画策定にあたっての基本コンセプト、「地域共生社会の実現に向けた取組の推進」・「進捗管理が適切に考慮された計画策定」・「地域コミュニティ土壤の改良」の3点を掲げます。資料7ページに入り、委託業者からの提案でもある計画に盛り込む事項として、ソーシャルキャピタルを測定し、豊かにする施策の導入について検討します。ソーシャルキャピタルとは、信頼・規範・ネットワークといった社会的仕組みを指し、簡単に言うと、「協働のまちづくり」・「地域活動」などの社会資源が該当します。他市の事例であります。サロンの参加率向上が、要介護認定率や認知症発症率の低下に寄与するといった実態もあります。そのような点も踏まえ、地域との人間関係のあり方、コミュニティ土壤づくりな

どを再考し、重度化防止や介護予防施策に反映できればと思います。

次に８ページをご覧ください。計画策定の主なスケジュールについてですが、策定２年目の平成３１年度は、６５歳以上の元気な高齢者を対象とした住民意識調査を夏以降から行い、計画骨子案の作成までを予定しています。最終年であります平成３２年度ですが、平行して第７期計画の評価・分析も行いながら、第８期計画の素案作成、事業量や保険料算定を踏まえ、パブリックコメントを経て、平成３３年３月に完成を迎える予定でございます。

説明は以上でございます。

（委員）企画提案で業者選定を行ったと説明があったが、富里市の現状と理解度の項目から、地域の課題としてどのような説明があったか。

（事務局）富里市の高齢化率や要介護認定率を把握し、全国値と比較し、どの水準に位置しているのか、また、現状の数値から見て、富里市は元気な高齢者の方が多い状況の中、５年後、１０年後を見据えた富里市はどうあるべきなのか、取るべき施策はどのようなものか等の説明がありました。

（委員）７ページの計画に盛り込む事項の提案の中で、事例のサロンの開設は富里市も検討しているのか。

（事務局）サロンの事例もそうですし、さらに富里市の特性に応じた施策や事業を検討し、ご近所との関わり方や地域での主体的な活動支援等も第８期策定においては盛り込んでいきたいと考えています。

（２）地域密着型サービス整備事業者募集について

（事務局）資料９ページをご覧ください。第７期計画期間中の施設整備について説明します。公募を行うサービスの種類は、前回運営協議会時に説明した内容と変わっておりません。次に業者選定方法ですが、書類審査及び選定会を経て市長が決定します。審査結果によっては、整備予定事業者なしとする場合がございます。また、応募があった場合でも、整備予定事業者が決定しなかった場合は、募集を継続することがあります。評価手順については、書類審査があり、応募書類が整っているか、介護保険法に定める指定してはならない条件等に該当していないかを中心に審査します。また、選定会では、富里市介護保険サービス事業者において、応募事業者による事業内容等に関するプレゼンテーションや応募事業者に対するヒアリングを実施します。

施設整備に対する補助金については、資料１０ページをご覧ください。市の補助金交付要綱において、施設整備に関わる部分と開設に必要な備品類購入等に対する部分が補助金の対象となります。最終的には県１００％の補助金の活用となりますが、県の基準に合わせて市の要綱の整備を行ってまいります。

資料１１ページをご覧ください。整備予定事業者決定までの日程ですが、現在、公募に関する市ホームページ公開中で、質疑受付は平成３１年３月２６日までを予定しております。現時点で質疑は２件来ており、その回答については既に市ホームページに掲載しております。応募受付期間を４月１日から５月１５日を予定、業者選定を５月下旬頃、選定結果通知を６月上旬から中旬頃を予定しています。

続いて、資料１２ページの富里市介護保険サービス事業者選定委員会設置要綱ですが、第３条の組織についてですが、委員の中で今まで教育次長であったところを消防長に変更する改正案となっております。理由としては、介護施設整備においては、消防法も深く関わっていることから入れ替えを行う

ものであります。

(委 員) 資料 9 ページに事業所 3 つ公募することとなっているが、その中で市民ニーズの観点から優先度の高い事業は何か。

(事務局) 小規模多機能型居宅介護は、多機能型のサービス事業所なのでニーズは多くあり、また、定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては、介護と医療連携の観点から増々、需要が増えることが予想されます。

(委 員) 富里市は現在、特養が 1 箇所しか無いが、入所待ち等の点から今後の整備方針はどうか。

(事務局) 現在、広域型の特養においては、富里市対象の入所待機者は約 40 人おり、需要としてはあると思いますが、介護保険事業計画との整合性もあるため、計画的に検討する必要があります。また、公募している地域密着の特養は定員 29 以下の小規模特養であるため、単独での設置は経営面や人材面から厳しい部分があると伺っております。

(委 員) この公募している地域密着の特養は、入所期間の制限があるのか。

(事務局) 定員の規模は異なりますが、種類は特養なので入所者はそのまま期限なく入所可能であります。

※議題が終了し、事務局からの報告事項に移る。

4 報告事項

(1) 介護保険事業の状況報告について

(事務局) 説明【報告事項 1・添付資料参照】

(委 員) 委員の意見なし

(2) 富里市地域包括支援センター等運営協議会からの報告（分科会①報告）

(分科会会長) 説明【報告事項 2・添付資料参照】

(委 員) 総合事業・緩和型サービスは、これからの事業であるか。

(事務局) 平成 31 年 6 月から開始予定であります。まずは、4 月 19 日開催予定のケアマネ連絡会に事業説明を行い、事業所指定は 5 月 15 日以降を予定しています。市のホームページにも掲載する予定です。

(3) 富里市指定居宅介護事業所等指導・監査連絡協議会からの報告（分科会②報告）

(分科会会長) 説明【報告事項 3・添付資料参照】

(委 員) 実地指導は、定期的に全事業所に対し行うこととなるのか。

(事務局) 指定有効期間内に原則、1 回を行うこととなっております。

5 その他

6 閉 会